

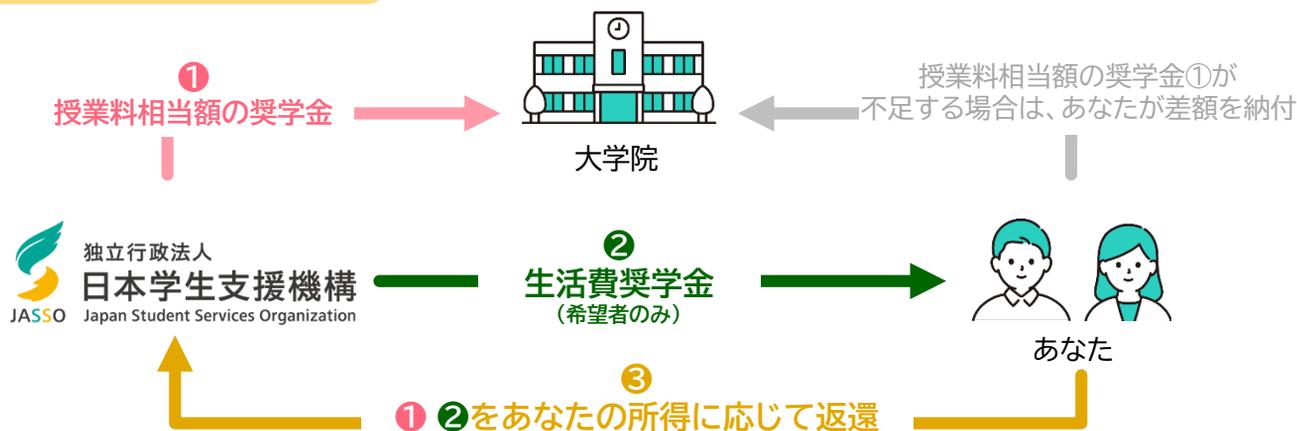
～大学院修士段階における～

授業料後払い制度

始まりました!



「後払い」の仕組み



- **授業料相当額の奨学金①をそのまま授業料に充てる**ことができ、さらに**生活費奨学金②を毎月受け取れる**新たな制度です。
- 授業料相当額の奨学金①は学校に直接振り込まれ※1、授業料のためにまとまった資金を用意する負担を減らせます。
- **貸与終了後、所得に応じた月額での返還③が必要です(無利子)。**

支援の内容

① 授業料相当額の奨学金	※2年額 国公立: 最大 535,800円 / 私立: 最大 776,000円
② 生活費奨学金	①に追加で 月額 2万円 / 4万円 から選択 (希望者のみ)
③ 貸与終了後の返還	<ul style="list-style-type: none"> • 所得に応じて返還月額を決定(年収が300万円程度になるまでは毎月2,000円) • 返還者本人に子どもがいると、返還月額が減額 • 機関保証制度への加入が必須で、最終的な貸与額には保証料相当額が含まれる。 • 「特に優れた業績による返還免除制度」の申請可

募集と注意点



- ✓ **令和6年度秋以降に大学院修士相当の課程※3に入学した方が対象です。**
- ✓ 入学時期に応じ、募集を行います(日本学生支援機構の奨学生としての選考があります)。詳しくは大学院の窓口にご確認ください。
- ✓ **日本学生支援機構の第一種奨学金と併用できません。**

※1 振込先はあなたになることがあります。

※2 授業料相当額の奨学金の振込時期・金額は、大学院が指定します。

※3 修士課程、一貫制博士課程を含む博士前期課程、専門職大学院。貸与期間は標準修業年限が上限です。

詳しくは

